

(案) 医療情報システム運用管理業務委託契約書

茨城県立こころの医療センター(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、医療情報システム(以下「システム」という。)の運用管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の各号に掲げる業務及びこれに付随する業務(以下「委託業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) システムの運用管理に関する業務
- (2) その他運用管理に必要な業務

(委託業務の遂行)

第2条 乙は、前条の委託業務を実施するに当たっては、別添仕様書に基づいて行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託業務の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託業務に要する費用は、月額 円(うち消費税及び地方消費税 円)とする。

2 乙は、第7条第1項の規定による適合の通知を受けたときは、前項の支払方法に従って請求書により甲に講求できるものとする。

3 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合にあっては、この限りでない。

(業務実績の報告等)

第6条 乙は、毎月の業務完了後、別紙茨城県立こころの医療センター医療情報システム運用管理業務実績報告書(以下「実績報告書」という。)を翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

(業務実績報告書の検査)

第7条 甲は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務の内容が本契約に適合するかどうかを検査し、その結果を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、委託業務の修正を命じられたときは、直ちにこれを修正し、再び甲の検査を受けなければならない。

(施設等の供与)

第8条 乙は、委託業務を実施するために必要な甲の施設、設備及び機器等(以下「施設等」という。)を甲の承認を得て使用できるものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲は乙に対して、委託業務を実施するために必要な消耗品等を交付できるものとする。

(施設等の使用)

第9条 乙は、前条第1項の規定により使用する甲の施設等を、善良な管理者の注意をもって使

用するものとする。

(資料の管理義務及び返還)

第 10 条 乙は、委託業務の実施のため甲から貸与された資料を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、委託業務完了後、直ちに甲に返還しなければならない。

(成果品の帰属)

第 11 条 委託業務に関する成果品の所有権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、従前から乙に留保されている著作権についてはこの限りでない。

(状況報告等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、委託業務の実施状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託業務を実施するに当たり知り得た甲の業務上の事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の法令及びガイドラインの遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記 1 個人情報の保護に関する特記事項を遵守しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事する者に対し、別記 2 の誓約書を作成させ、甲に提出するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 15 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力団的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は業務等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第 16 条 乙は、この契約により知り得た情報を目的外に使用、又は第三者へ漏らしてはならない。

(事故又は災害の防止等)

第 17 条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故又は災害の防止に努めるとともに、事故その他不測の事態が発生した場合にあっては、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託等の制限)

第 18 条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託する業務の内容、再委託先の名称及び住所を書面により事前に甲に通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(作業場所の特定)

第 19 条 乙は、契約締結後、速やかに本業務の作業場所、作業責任者及び業務従事者を特定し、甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項の作業場所から委託業務に係る情報資産を持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託業務終了時の情報資産の返還、破棄)

第 20 条 乙は、委託業務に係る情報資産を、委託業務完了後、直ちに甲に返還又は破棄しなければならない。

2 前項の情報資産を破棄する場合にあっては、乙は、情報を復旧できないよう完全に消去しな

なければならない。この場合において、乙は、情報を消去した後、データ消去証明した旨、書面で甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。
- (2) 乙が本契約に基づく業務を遂行するにあたり、不適切な行為があったと甲が認めたとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定による解除により乙又は第三者に損害が生じても、甲は、その責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第 22 条 甲は、乙が本契約に違反し、甲の行う業務に関し損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 賠償額は本契約金額を上限とし、賠償額の決定に当っては甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

(協議)

第 23 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町 654
茨城県立こころの医療センター
病院長 堀 考文

乙

別記 1

個人情報の保護に関する特約事項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、委託者の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。またその後、該当個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を委託者に提出すること。

7 返還義務

委託事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）は、委託業務完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

委託事務を処理するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

委託者は、受託者が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

誓 約 書

私は、医療情報システムの運用管理業務を遂行するにあたり、茨城県個人情報保護に関する条例を遵守し、当該業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないことを誓約します。

茨城県立こころの医療センター病院長 殿

令和 年 月 日

会社名： _____

所在地： _____

氏 名： _____ 印